中勢	三重県津市及び松阪市
北勢	三重県四日市市、いなべ市、員弁郡及び三重郡菰野町
（略）	（略）

四　夏秋きゅうり

野菜指定産地名	区　域
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

五～十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区　域
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

十二～三十　（略）

中勢	三重県津市及び松阪市
（略）	（略）

四　夏秋きゅうり

野菜指定産地名	区　域
（略）	（略）
真庭	岡山県真庭市
（略）	（略）

五～十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区　域
（略）	（略）
三保	静岡県静岡市（旧蒲原町及び旧由比町の区域を除く。）
（略）	（略）

十二～三十　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２０４３号

名古屋市南区鳴浜町７丁目１番地　第２森市ビル　401号

債務者　柳瀬美恵子

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横地　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３５０号

京都府八幡市男山八望１番地一Ｃ２一105

債務者　誠建装こと　梅田　照夫

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８１０号

大阪市福島区吉野２丁目12番４号メゾン田中一野田401号

債務者　大西　美嘉（旧姓岩浅）

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財家　庄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９号

大阪府守口市南寺方東通６丁目７番９号

債務者　中原運送こと　中原　正博

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　征吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５７号

埼玉県越谷市東越谷２丁目14番地21

債務者　渡辺　和宏

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２号

埼玉県八潮市大字浮塚762番地１　パレスあすてりあ504

債務者　石川　善也

1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　征吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２８号

さいたま市緑区美園６丁目18番地４　メゾン・ヴェルデ浦和美園202

債務者　長峰　一史

1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号

石川県白山市乙丸町461番地５

債務者　ルックインテリアこと　藪下秀外志

1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　小夜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
金沢地方裁判所民事部